労働基準関係法令違反に係る公表事案

岡山労働局　　最終更新日：令和8年11月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
日之出物産（株）	岡山県津山市	R7.11.5	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R7.11.5送検
岡山淡水魚介（株）	岡山県岡山市南区	R8.2.2	最低賃金法第４条	労働者６名に、２か月間の定期賃金合計約294万円を支払わなかったもの	R8.2.2送検
新田工業（株）	岡山県倉敷市	R8.2.17	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく金属をアーク溶接する作業を行わせたもの	R8.2.17送検
(株)玉屋	岡山県玉野市	R8.3.19	最低賃金法第４条	労働者６名に、７か月間の定期賃金合計約248万円を支払わなかったもの	R8.3.19送検
（株）ワンセット	岡山県岡山市南区	R8.3.24	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約３ｍの太陽光発電所メンテナンス工事現場の造成地の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.3.24送検
東邦産業（株）	岡山県倉敷市	R8.4.14	労働基準法第36条	労働者13名に、月100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R8.4.14送検
（有）大孝工業	岡山県岡山市北区	R8.5.21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第171条の６	解体用機械を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R8.5.21送検
三菱ケミカル（株） 岡山事業所	東京都千代田区	R8.8.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第257条	引火性の物を取り扱う作業を行う際、作業指揮者に必要な措置をとらせていなかったもの	R8.8.5送検
（一社）泰輝会	岡山県岡山市東区	R8.9.14	最低賃金法第４条	労働者３名に、合計６か月分の定期賃金合計約36万円を支払わなかったもの	R8.9.14送検
（株）廣林	岡山県苫田郡鏡野町	R8.10.5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐木の作業を行うにあたり、伐木の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かなかったもの	R8.10.5送検